



平成27年5月13日

各 位

会 社 名 広島ガス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田村 興造
(コード番号 9535 東証第一部)
問合せ先 執行役員 総務部長 久保 賢司
TEL 082-252-3001 (総務部)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第161回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 商号「広島ガス株式会社」に、英文表記「HIROSHIMA GAS CO., LTD.」を追加するものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第28条(取締役の責任免除)および第37条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。なお、現行定款28条の変更を本株主総会に議案として提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月23日(予定)
定款変更の効力発生予定日	平成27年6月23日(予定)

以上

【別 紙】

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(商 号) 第1条 当社は、広島ガス株式会社と称する。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(商 号) 第1条 当社は、広島ガス株式会社と称し、<u>英文では HIROSHIMA GAS CO., LTD. と表示する。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>